

4月1日から組織機構が変わりました

震災からの復旧・復興業務等へ対応するために必要な組織の見直しを行いました。

【新設】

- 「復興推進監」の配置 集団移転事業を始めとする復興事業の推進と関係部署との調整を担当することとし、震災被害の大きかった河北・雄勝・北上・牡鹿の4総合支所に配置します。
- 環境放射線対策室の設置 福島原子力発電所事故に伴う放射線問題を担当します。
- 被災市民生活支援課の設置 仮設住宅運営管理室と生活再建支援室を統合再編し、福祉部内に被災市民生活支援課を新たに設置し、仮設住宅、民間賃貸住宅の管理及び被災者生活再建支援業務のほか、在宅被災者支援についても担当します。
- 水産物地方卸売市場建設準備室の設置 高度衛生管理、津波避難機能、観光機能を備えた新たな卸売市場の建設を担当します。
- 市立高等学校統合準備室の設置 市立高等学校2校の統合に向けた準備を担当します。

【再編】

- 税務課を、「市民税課」、「資産税課」、「納税課」の3課体制に再編
- 産業復興課を「産業推進課」に改称
- 下水道課を、「下水道管理課」、「下水道建設課」の2課体制に再編
- 歴史文化資料展示施設整備対策室を生涯学習課に統合

問 人事課 (内線4063)

宮城県住宅再建支援事業 二重ローン対策

宮城県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

申請手引きの配布場所・受付窓口 市都市計画課 ☎90-8051

各総合支所地域振興課・各支所 (平日開庁日 午前8時30分～午後5時)

受付期限 平成28年3月31日まで

問 宮城県土木部住宅課 ☎022(211)3256

Eメール juutakup@pref.miyagi.jp

Webで

平成23年3月11日、災害救助法適用市町村[※]に住居や営業所等があった方
※東京都除く

法律相談が無料になります!

法テラスは、「東日本大震災被災者援助特例法(震災特例法)」の成立を受け、東日本大震災の被災者の皆さまを対象とした新しい法律サービスをはじめます。

刑事事件・法人を除くすべてのご相談が無料となりますので、ご相談の内容が震災に関連するか否かは問いません。まずはお気軽にお電話ください。

| POINT 1 | POINT 2 | POINT 3 |
|------------------|-----------------------|------------------------------|
| 東北3県は 全市町村が対象 | 弁護士・司法書士による 無料法律相談 | 震災による法的問題解決を 弁護士・司法書士等が支援 |

震災特例法は、平成24年3月23日に成立した法律です。法テラスは、この法律に基づき、施行日から3年間「東日本大震災法律援助事業」を新たに実施します。

問 震災・法テラスダイヤル
 (平日 午前9時～午後9時
 土曜 午前9時～午後5時)

おなやみレスキュー

 **0120-078309**

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の 工事完了報告書等の提出

住宅の応急修理の申請受付は終了しました。

・「工事完了報告書」

工事完了時期が4月以降となることがやむを得ないと認められる場合には、制度の対象となります。

なお、災害救助法適用の主旨により、できるだけ早い時期に工事が完了するようにご協力をお願いします。

・提出窓口 市役所3階 環境情報センター (エレベーターホール脇)

問 建築指導課 (内線3941・3943)

震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去

倒壊家屋・事業所等の解体撤去につきましては、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された建物を対象に申請を受け付けています。

解体作業は、建物や現場状況などにより完了まで数カ月を要する場合がありますので、解体撤去を希望される方は、お早めに申請するようお願いします。

なお、既に倒壊家屋・事業所等の解体撤去を申請された方で、早めに解体撤去を希望する場合は、受付窓口までご連絡願います。

申・問 災害廃棄物対策課 解体受付窓口 (内線3367・3374)

業務第1G (内線6311・6313)

東日本大震災 生活再建支援金の申請期間が延長されました

被災者生活再建支援制度は、震災等で被災された皆さまの生活再建を支援するための制度です。住宅が全壊および大規模半壊した世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

基礎支援金の申請期間は既に1年間延長されていますが、この度、加算支援金の申請期間が4年間延長されました。

申請期限 ・基礎支援金 平成25年4月10日

・加算支援金 平成30年4月10日

問 被災市民生活支援課 (内線3957)

台風第15号災害 被災者生活再建支援金の申請手続きはお済みですか

平成23年9月21日の台風第15号災害により住宅が全壊および大規模半壊した世帯は、被災者生活再建支援制度の対象となります。お早めに申請手続きをお願いします。

なお、同一の住宅が東日本大震災と台風第15号で大規模半壊以上の被害を受けた方は、2つの災害が被災者再建支援制度の対象となりますが、東日本大震災による被害の補修を終えた後に台風第15号の被害を受けた場合に限りです。

申請期限 ・基礎支援金 平成24年10月20日 ・加算支援金 平成26年10月20日

問 被災市民生活支援課 (内線3957)

災害義援金の支給(津波浸水区域における住家被害の支給) お詫び

市報いしのまき復興特集号(3月15日発行)等でお知らせしていましたが、津波浸水区域で居住していた住宅が大規模半壊以上の被害を受け、応急仮設住宅(プレハブ住宅、民間賃貸住宅借上げ)および応急仮設住宅として活用されている公営住宅、雇用促進住宅を未利用の世帯(世帯員の一部が利用されている場合も対象外)へ対する義援金(10万円)について、3月末に支給する予定でしたが、他県への避難世帯の把握に時間を要し対象世帯の確定作業が遅れています。

被災者の皆さまにはご迷惑をお掛けしておりますが、4月中の支給を目標に作業を進めていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問 被災市民生活支援課 (内線 3956)

表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ

(先着) 先着順 (抽選) 申し込み多数のときは抽選

電話番号案内

市役所 ☎ 95-1111 河北総合支所 ☎ 62-2111 雄勝総合支所 ☎ 57-2111 河南総合支所 ☎ 72-2111 桃生総合支所 ☎ 76-2111 北上総合支所 ☎ 67-2111 牡鹿総合支所 ☎ 45-2111 渡波支所 ☎ 24-0151 稲井支所 ☎ 95-2171 荻浜支所 ☎ 90-2111 蛇田支所 ☎ 95-1442



石巻市役所 〒 986-8501 宮城県石巻市穀町 14-1 ☎ 0225-95-1111 Fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

編集/発行 石巻市企画部秘書広報課 (内線 4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成24年5月1日の予定です。

印刷/(株)石巻日日新聞社